

人と街の想いを受け継ぎ、
未来へつなぐ



2026年3月9日

お知らせ 火災保険の知識 落雷の補償範囲

落雷とは、

落雷による損害は、保険の対象に直接落雷しその衝撃により保険の対象が破損、炭化、溶融等の損害を被る場合だけでなく、保険の対象の近くに落雷し、その際に生じる異常電流によって保険の対象が損害を被る場合も含まれます。

落雷と保険の対象に生じた損害との間に相当因果関係があれば補償されます。

<参考>

- ・建物に含まれるもの

建物に固定のアンテナ、インターホン、給湯器、電動シャッター等

- ・家財に含まれるもの

テレビ、ビデオ、電話機、FAX、電子レンジ等

「家財」を保険の対象としてご契約いただいていない場合、家財に損害が生じた場合であったとしても保険金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。